

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年4月22日  
宮崎県教育委員会

県下全域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、全ての県立学校における感染防止の対応を以下のとおりとする。

## ◎ 今後の対応【4月25日（月）から5月15日（日）まで】

- 学校における感染症対策については、検温、マスク、手洗いといった基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた最大限の感染症対策に引き続き取り組むこと。
- 教育活動の実施については、地域や学校の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。  
※ 感染リスクの高い教育活動については、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。（令和4年4月1日付：文部科学省事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について）
- 部活動については、別紙の令和4年4月22日付け事務連絡を参照すること。

### 1 感染対策

#### （1）学校における感染対策について

- ・ これまで、各学校においては、国の衛生管理マニュアルに従って、適切な感染症対策が講じられてきた。しかし、そうした中でも、教育活動やその他の生活場面において、感染が広がったケースが確認されている。主なものとして、換気の不十分な室内で長時間の活動やマスクを外した状況下での食事の際の会話、学習用具の共同使用などが感染につながったケースが報告されている。

こうした、これまでの知見等を踏まえた最大限の感染症対策（十分な換気、適切なマスク着用（可能な限り不織布マスク）、黙食の徹底、学習用具の共同使用上の注意等）について、児童生徒や教職員が共通理解をした上で、十分に取り組んでいくこと。

#### （2）教育活動の精選について

- ・ 教育活動の実施については、地域や学校の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することができる。
- ・ 感染リスクの高い活動等については、令和4年4月1日付の文部科学省事務連絡『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～』の改訂について』を参照すること。

#### （3）各家庭への周知について

- ・ 軽い風邪症状がある中で登校し、感染が広がったケースもあることから、日々の検温を徹底し、風邪症状がある場合は登校を控えることなど、これまで繰り返し周知を行ってきた事項についても、改めて各家庭に周知し、協力を求めること。

### 2 学校において感染者が確認された場合の対応

- ・ 各学校において感染者が確認された場合は、『県立学校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応』（教育政策課：令和3年9月6日事務連絡）に沿って適切に対応すること。  
なお、自宅待機等の措置を講じる場合は、事前に県教育委員会へ相談すること。

### 3 部活動の対応

- ・ 部活動については、別紙の令和4年4月22日付け事務連絡を参照すること。

### 4 その他

- ・ 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ 2022. 4. 1 Ver. 8（文部科学省）を基に示されている。
- ・ 上記の対応は4月22日（金）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- ・ 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。